

第二百三号議案

東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例

東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程（平成三十年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次に掲げる」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号のいずれか」を「前項」に改める。

第十九条第二項中「年六パーセント」を「法第百十八条の二十三第一項の規定による通知を発した日における法定利率」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百十八条の二十三第一項の規定による通知が発せられた場合における同法第百十八条の二十四第二項において準用する同法第百六条第一項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程第十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

第二百三号議案 東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第八十三号）の施行による都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の改正に伴い、清算金の分割徴収に係る規定を改めるほか、東京都市計画事業泉岳寺駅地区市街地再開発審査会の委員の欠格事由に係る規定を改める必要がある。